



こんにちは 都税事務所です

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産） （23区内）
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	_____
電子納税	○本税の納付 ○見込納付（確定申告分のみ） ○加算金の納付 ○延滞金の納付	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付	_____

< eLTAXのご利用時間 >

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時

（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

< 利用手続きについてのお問い合わせ >

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）

平日 9時～17時（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）



eLTAX イメージキャラクター エルレンジャー

< 申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ >

【電子申告、電子申請・届出】 荒川都税事務所

○法人事業税は、事業税課 法人事業税係（3802）8115

○償却資産は、固定資産税課 償却資産係（3802）8121

※ 事業所税については、千代田都税事務所（3252）7147・7148

【電子納税】 荒川都税事務所 徴収課 徴収管理係（3802）8122

事業主の皆さま ▶ 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収の実施に向けてご準備いただきますようお願いいたします。

特別徴収とは？

従業員の方の個人住民税は、事業主の方が従業員の方に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく「特別徴収」が原則となっています。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「納期の特例」の制度があります。

特別徴収のメリット

特別徴収にさせていただくと、所得税のように、税額の計算や年末調整をする必要がありません。

■詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収

検索



個人住民税PRキャラクター ぜいきりん